

## 性同一性障害による性別変更と嫡出推定

### 【概説】

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下、「特例法」）が、2003（平成 15）年 7 月 10 日に成立し、翌年 7 月 16 日施行されました。同法 3 条に基づいて家庭裁判所に性別取扱変更の審判を申し立てて認められた場合、法律に別段の定めがある場合を除いて、性別が変わったとみなされ（同法 4 条 1 項）、同法に基づいて性別が変更された旨戸籍に記載される。

女性から男性へ性別変更した者（F+M）が女性と婚姻し、第三者から提供を受けた（AID）精子を用いて設けた子を 2 人の嫡出子として嫡出子出生届をしたところ、受け付けた戸籍事務管掌者が、父母との続柄欄に不備があるとして、父の欄を空欄にして母の非嫡出子と戸籍に記載した。この処理は、たとえ民法 772 条 2 項の期間内に出生したとしても、その子の父が母の夫ではないことが外観上明らかではない場合は同法の推定が及ばないという判例通説（「推定の及ばない子」の法理）に沿ったものであった。これを不服として、この夫婦が戸籍訂正の許可を求めて家裁に申し立てたという事件が起きた。この事件は最高裁まで争われましたが、大きく社会的関心を引いたため、最高裁によって下された決定は大きく報道されたので、目にした方も少なくないであろう。

特例法の成立施行によって、トランスジェンダーへの対応が大きく進んだことは確かである。だが、まだまだ十分とは言えない。そのことを、参考文献で示した判決が示しているといえそうである。それに、この判決では直接言及されていないが、このテーマは、「子の出自を知る権利」にも関連している。このテーマは、「性と家族」について私たちが考えていく一つのきっかけになると思われる。

### 【参考文献】

- ・ 最高裁平成 25 年 12 月 10 日第三小法廷決定及び判例評釈  
（判例データベースで検索することができる）

### 【関連判例・下級審裁判例】

- ・ 最高裁昭和 44 年 5 月 29 日第一小法廷判決
- ・ 最高裁平成 10 年 8 月 31 日第二小法廷判決
- ・ 最高裁平成 12 年 3 月 14 日第三小法廷判決
- ・ 最高裁平成 19 年 3 月 23 日第二小法廷決定
- ・ 最高裁平成 26 年 7 月 17 日第一小法廷判決
- ・ 最高裁平成 26 年 1 月 14 日第三小法廷判決  
（上記も判例データベースで検索できます）

### 【関連事項について調べてみよう】

- ・ 嫡出推定（民法 772 条）およびその趣旨と「推定の及ばない子の法理」について調べてみよう。  
「AID を用いて実親子関係を生じさせるよりも、特別養子縁組制度を用いた方が、子の出自を知る権利の保障に資する」という考え方がある。AID で生まれた子と特別養子のそれぞれで出自を知る方法について調べてみよう。
- ・ 実親子関係と特別養親子関係の間で、効果にどのような違いがあるか調べてみよう。